

令和5年11月（事務処理誤り等）

No	事案の内容および再発防止策		所管課
1	分類	固定資産税等の課税誤り (住宅用地特例の適用漏れ)	税務課
	内容	住宅用家屋の敷地（住宅用地）には、面積によって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて軽減措置がありますが、一部に適用をしていない事例が判明しました。 対象人数及び返還金額 人数 12名 返還額 平成15年度～令和5年度分 2,245,100円 〔 本税 1,997,100円 〕 〔 加算金 248,000円 〕	
	原因	土地・家屋担当の情報連携不足や実態の把握不足が原因です。 【例】 ・新築登録の際、電算入力チェックが不十分だった。 ・画地内の住宅用地の対象戸数に誤りがあった。	
	再発防止策	土地・家屋担当の連携を密にし、入力作業のチェック体制を強化（二重チェック）するとともに、航空写真と地図情報のシステムを活用し、確認作業を行います。また、土地の利用状況の変化を把握するため、現地の調査も計画的に実施し、再発防止と早期発見に努めます。	